

虐待防止のための指針

株式会社エアコレクト
訪問介護ステーションえがお

1、虐待防止に関する基本的な考え方

障がいのある利用者の人権を尊重し適切な事業所運営を進めていくために、差別や虐待の防止に向けた取り組みや虐待を発見した場合の報告方法等に関して、本指針のとおり示すものです。又虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得る事。

2、虐待防止委員会の設置及び体制

当事業所では虐待発生防止の観点から虐待防止委員会を設置します。

①設置の目的

- (ア) 虐待防止のための指針の整備をすること。
- (イ) 虐待の防止のために職員へ研修・指導をすること
- (ウ) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備にすること。
- (エ) 職員が虐待等を把握した場合に通報が迅速かつ適切に出来るようにすること。
- (オ) 虐待等が発生した場合、原因等の分析と再発防止が確実に出来ること。
- (カ) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価が出来るようにすること。

②虐待防止委員会の構成員

- (ア) 本社部長
- (イ) 管理者
- (ウ) サービス提供責任者
- (エ) 社長より特別指名があつた者

③虐待防止委員会の開催

年1回、12月にて目的に基づいて協議する。尚、委員会や研修等の実施内容はすべてを記録し保存することとします。また職員に対しては12月のヘルパー会議に研修をし、新規採用者には採用時に研修し記録することとします。

3、事業所内で発生した虐待の報告等の方策に関する基本方針

- ①職員等が利用者への虐待を発見した場合、管理者もしくはサービス提供責任者さらには、行政機関の担当窓口へ報告します。
- ②サービス提供責任者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- ③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則にのっとり必要な措置を講じます。
- ④上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は行政の窓口等外部機関に相談します。
- ⑤事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を行政機関に報告します。

4、虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また緊急性が高い事案の場合には行政及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5、成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

6、利用者等に対する指針の閲覧

この指針は利用者・家族等、すべての職員が閲覧できるよう事業所内に掲示します。

附則

この指針は令和4年12月1日おり施行する。